

2022 年 9 月 28 日

岡安商事株式会社
代表取締役社長 杉本良隆
大阪市中央区北浜 2-3-8
金融商品取引業者
登録番号：近畿財務局長（金商）第 304 号
日本証券業協会加入
日本商品先物取引協会会員

弊社に対する大阪取引所及び東京商品取引所の処分について

各位

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

本日、弊社は、大阪取引所取引参加者規程第 42 条第 1 項、東京商品取引所業務規程第 153 条第 1 項の規定に基づく処分を受けました。先般、近畿財務局及び農林水産省、経済産業省より行政処分を受けておりますが、関連して取引所からも処分を受けることになりました。今後も他取引所及び関係団体からの処分を受ける場合もございます。本件に関しまして、お客様をはじめ関係者のみなさまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

処分の内容につきましては下記の通りとなります。経営陣ならびに社員一同が一丸となり、みなさまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なにとぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 大阪取引所の処分の内容

(1) 2022 年 10 月 17 日から 19 日までの間、市場デリバティブ取引（ただし、顧客の決済取引、取次業者の委託者の計算による取引、その他当取引所が個別に認めたものを除く）の停止

(2) 過怠金 5,000 万円の賦課

加えて、大阪取引所取引参加者規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、業務改善報告書の提出を請求。

処分理由：2010 年 8 月 30 日から 2022 年 2 月 28 日までの間、自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる自己資本規制比率を算出した。

これにより、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 46 条の 3 第 1 項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第 172 条第 1 項に定める事業報告書に当該比率を記載して作成し当局に提出していたほか、金商法第 46 条の 4 に基づく金商業府令第 174 条に定める説明書類及び金商法第 46 条の 6 第 3 項に定める自己資本規制比率を記載した書面に当該比率を記載して作成し公衆の縦覧に供していた。

また、当該期間の一部において、自己資本規制比率が金商法第 46 条の 6 第 2 項に定める 120%を下回っていた。さらに、金商法第 46 条の 6 第 1 項に基づく金商業府令第 179 条第 1 項第 1 号に掲げる場合（自己資本規制比率が 140%を下回った場合）の届出及び大阪取引所取引参加者

規程第 16 条に基づく取引参加者規程施行規則第 5 条第 1 項第 10 号 a に該当した場合（自己資本規制比率が 140%を下回った場合）の報告を行っていなかった。

加えて、弊社は 2020 年 7 月における総合取引所化に伴い、大阪取引所商品先物等取引資格を取得しているが、当該資格取得申請にあたって提出された自己資本規制比率も、上記のとおり算出された、実態と異なるものであった。

その結果、当該取引資格の取得にあたっては、資格取得日に自己資本規制比率が 120%以上であることが求められていたところ、本来の弊社の自己資本規制比率は 118.7%（取引資格取得承認日である 2020 年 7 月 20 日）と当該比率を下回っていることが認められた。

2. 東京商品取引所の処分

(1) 過怠金 1,500 万円の賦課

加えて、東京商品取引所業務規程第 146 条第 1 項の規定に基づき、業務改善報告書の提出を請求。

処分理由：2011 年 1 月 4 日から 2022 年 2 月 28 日までの間、純資産額規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる純資産額規制比率を算出した。

これにより、商品先物取引法（以下「商先法」という。）第 211 条第 1 項の主務省令で定める場合（純資産額規制比率 140%未満）に該当することとなったが、同項に規定する主務大臣への届出を行わなかったほか、商先法第 224 条第 2 項に基づく商先法施行規則第 117 条第 1 項第 1 号の月次報告書に虚偽の記載をして主務大臣に提出した。

以上

◎お問い合わせ先（平日 9：00－17：30）

岡安商事株式会社 本 社 管 理 部 0120-346-492

東京本部管理部 0120-182-461